長崎県６次産業化プランナー募集要領

１　目的

長崎県中小企業団体中央会（以下、「長崎県中央会」という。）では、長崎県中央会が定める「長崎県６次産業化プランナー派遣業務等実施要領」（以下、「実施要領」という。）に基づいて実施する６次産業化の取組みにおける課題について、専門的な立場から適切な支援を行うために派遣する「長崎県６次産業化プランナー」（以下、「プランナー」という。）を下記のとおり募集する。

２　募集人数

若干名（新商品の販路開拓、農林水産物等の加工技術、新商品企画、レシピの作成、商品デザイン、食品表示、経営管理を得意とする者）

３　主な業務内容

（１）県内の６次産業化に取り組む農林漁業者等の経営の発展段階に応じた課　題解決に向けた個別相談（個別相談会、派遣相談等）

（２）地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林　水産物の利用促進に関する法律（六次産業化・地産地消法）に基づく総合化事業計画の認定に向けたサポートや認定後のフォローアップ

（３）サポートセンターが企画、開催する研修会や交流会等での講師

４　応募資格

プランナーは、以下の（１）から（３）までの全ての要件を満たしている者とする。

（１）学識要件

　①　以下の全ての分野について一定の知見（注）を有しつつ、そのうち１以上の分野について高度な専門的知見を有していること。

（ア）県域内の農林水産物の生産実態

（イ）農林水産物の加工

（ウ）農林水産物（加工）の流通

（エ）農林水産物（加工）のマーケティング

（オ）農政、食品安全等に関する法令、制度

（カ）経営管理

又は

②　①の（ア）から（ウ）までの分野について、一定の知見を有しつつ、輸出、IT、観光、異業種連携等のいずれかの分野について、高度な専門的知見を有していること。

(注) 「一定の知見を有する」とは、国もしくは、国が委託した団体が実施した「６次産業化人材育成研修会」もしくは、「農商工連携支援にかかわる講習会」等を受講（もしくは受講予定）した場合に加え、自己研鑽やOJT方式により習得の見込みがある場合も含むこととする。

（２）経験要件（（１）の②の場合は除く。）

　　６次産業化に関する案件について、コーディネート業務に携わったことがあること、又は、６次産業化に取り組んだことがある農林漁業経営者であって、いずれも一定の成果を上げていること。

（３）コミュニケーション能力要件

　　以下の要件を全て満たしていること。

（ア）６次産業化に関係する各分野の人材に精通していること。

（イ）６次産業化に関する支援措置や事業計画の作成に関し、事業者に対して丁寧に相談に応じ、的確な助言をする能力を有していること。

５　選定方法

書類審査及び面接審査をサポートセンターに設置する「長崎県６次産業化検討委員会」において行う（面接日時、場所等については別途連絡。）。

なお、プランナーの選定に係る経過、選定結果等については、公表しないのであらかじめご了承頂きたい。

６　応募概要

（１）募集締切　令和元年６月７日（金）※必着

　　　　　　　　受付時間：土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く９時から

１７時４５分まで。

（２）提出書類　長崎県６次産業化プランナー申請書

（３）提出部数　各書類２部

（４）提出先　　〒850-0031　長崎県長崎市桜町４番１号

（長崎商工会館９階）

長崎県６次産業化サポートセンター

（長崎県中小企業団体中央会）

担当　　工業振興課　友川　宛

（５）提出方法　持参又は郵送による。

　　　　　　　　※なお、応募に関する経費は全て応募者の負担とする。

７　業務及び謝金等

（１）業務については、サポートセンターからの依頼により、３の業務を実施。

（２）謝金については、原則として１時間当たり７，１００円、１日の上限額　は２８，４００円とする。

（３）派遣相談における交通費等の経費については、規定により実費額を支給。

（４）原則としてプランナー登録日から令和２年３月３１日まで。

８　留意事項

（１）プランナーの活動は、サポートセンターからの依頼に基づくものであり、プランナーとして登録されていても、業務依頼があることを保障するものではないことに注意すること。

（２）支援の実施に当たっては、サポートセンターの指示に従うとともに、業務

上、知りえた情報については、秘密保持を厳守すること。